

平成 23 年 5 月 31 日現在

研究種目： 若手研究（スタートアップ）
 研究期間： 2008～2009
 課題番号： 20830020
 研究課題名（和文） 「生存権」の歴史社会学
 研究課題名（英文） Historical sociology of the right to live

研究代表者

富江 直子（TOMIE NAKO）
 茨城大学・人文学部・准教授
 研究者番号： 20451784

研究成果の概要（和文）：戦前・戦後の日本における「生存権」をめぐる議論と運動の社会的分析を通じて、日本近代がいかに追求され、いかなる抵抗に遭い、いかに超えられようとしたかを考察した。1920年代から1960年代までの「人権」や「救貧」に関連するさまざまな議論と実践を、「国家」と「社会」と「個人」の関係性に着目しながら分析した。そして、戦前・戦後の日本における「生存権」をめぐる言説と運動および制度を一貫した枠組みで考察する理論を構築するために、福祉国家論の再検討を行った。

研究成果の概要（英文）：In the prewar and the postwar Japan, how people pursued, impeded and tried to get beyond the limit of the modernity? I tackled this question analyzing discourses and movements over “the right to live” from the perspective of historical sociology. I made an analysis of various arguments and practices over “human rights” and “public assistance” in the period from 1920s to 1960s, to consider the relationships between the state, the society and the individual. And I tried to construct a framework for the analysis of discourses over “the right to live” in the prewar and the postwar Japan by reexamining the theories of welfare states.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,020,000	306,000	1,326,000
2009年度	730,000	219,000	949,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,750,000	525,000	2,275,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：生存権、公的扶助、生活保護、歴史社会学

1. 研究開始当初の背景

憲法に「生存権」の保障を謳い、法律それ自体は進歩的と評価される生活保護法を持

ち、「福祉国家」あるいは「福祉社会」を作り上げてきた戦後日本が、なぜ今深刻な貧困問題に直面しているのか。そしてなぜ、それ

に対して語る言葉も、為す術も見出しかねているのか。ホームレスやワーキングプアに象徴される現代日本の貧困問題を前にして、語るべき言葉も為す術も見出しかねている日本社会のあり方を、戦前・戦後日本の「生存権」を歴史社会学的に分析することによって、社会制度の最も深層にある言説構造から捉えていくことが今必要なのではないか。

こうした問題意識から、戦前・戦後日本の「生存権」を歴史社会学的に分析するという研究課題に取り組んだ。

2. 研究の目的

戦前・戦後日本の「生存権」を歴史社会学的に分析することによって、社会制度の最も深層にある言説構造から捉えていくことを目的とした。

3. 研究の方法

政策・制度の変遷や、個々の人物の思想や実践、政治的アクターの力関係の関数としての制度形成を描くよりも、様々な運動、様々なアクター、様々な思想に通底する言説の構造——議論や実践の基盤となる論理や価値規範など——を捉えるという方法によって、政治的対抗や政策論上の対立という表面的な図式の下に深く隠れている戦後日本社会のイデオロギー構造を明らかにすることを目指した。

4. 研究成果

(1) 戦前日本における貧困救済の議論および実践の再検討、そして、敗戦直後における国民の権利論および1950-60年代における労働者の権利論の分析を行い、「救貧」および「生存権」をめぐる言説を言語行為としての意味という側面から検討・再検討した。その作業を通じて、「救貧」や「生存権」に関わる様々な実践や議論のなかで、「社会」という〈全体〉がどのように生成し、表象されていたのかを考察した。

「社会」が「救貧」の形成にいかに関与したか、つまり、経済、政治、文化その他におけるさまざまな要因がいかに関与したかという点を解明する研究は、これまで数多く行われてきた。それらの業績によって、「社会」の関数としての「救貧」が、どのように形成されたか、どのようなものとして形成されたかが、解明されてきた。

これに対して、本研究は、「救貧」が「社会」の形成にいかに関与したか、を問いとし、「救貧」をめぐる言葉と実践のなかで表象される「社会」の共同性、そしてその共同性をつくり出す言葉の力に着目し、「救貧」のなかで「社会」が立ち上げられていく様を明ら

かにしていった。

これまでの研究において私は、「救貧」をめぐる議論のレトリックやロジックに着目した分析を行ってきたが、本研究では言語行為論の視点に倣って、議論の内容だけではなくその発語内行為としての力に着目した分析を行った。言葉が語られる文脈、語り手と語りかけられる相手との関係性によって、同じ命題内容の発語内行為としての力は異なってくる。だが、だれに対して、どこから、語るのか。語り手と語りの宛先との関係性に着目することで、文脈によって異なってくる行為遂行的発話の意味を読み取ることができる。こうした分析によって、「救貧」や「権利」をめぐる諸言説が、戦前日本の社会にいかなる力として作用したのかを、複数的、重層的なものとして描き出した。

戦前日本における「救貧」の議論として、方面委員による社会連帯思想に基づく救済をめぐる言説および大河内一男の「生産力理論」に基づく社会政策論を中心に挙げた。方面委員の社会連帯思想も、大河内の社会政策論も、貧者を他者化して懲罰や教化の対象とする旧来の「救貧」に対するアンチテーゼであり、全く対照的な方向にはあるが、ともに他者化なき「救貧」を構想しようとしたものであったことを明らかにした。方面委員の社会連帯論における「社会」とは、貧者を人格として把握し、領有し、包摂するものであった。一方大河内の社会政策論における「社会」とは、貧者を労働力として把握し、領有し、包摂するものであった。

戦前における「救貧」の議論の分析に続き、戦後日本における「生存権」をめぐる議論を分析した。個人が固有に有するものとしての「人の権利」から、共同体自体がその主体となる「共同体の権利」に至る「権利」の意味づけのスペクトルのなかで、戦後日本における「生存権」は、いかなる「権利」として意味づけられてきたのか。そして、それがいかなる論理によって正当化されてきたのか。この問題を、敗戦から1960年代までの議論を素材に考察した。

主に取り上げたのは、日本国憲法の精神に向けて「国民」を啓蒙する議論（進歩的啓蒙論）、日本国憲法を個人の「自由」や「権利」に対してより制限的なものへと改正することを主張する議論（復古的改憲論）、資本制における階級対立の問題として「権利」や「義務」を捉える議論（階級国家論）という三つの議論である。これらの議論は、どれも「生存権」を個人に固有の「権利」（＝基本的人権）として意味づけることはなく、「権利」は、それぞれの文脈における意味での「共同体の権利」として語られた。

進歩的啓蒙論における共同体は、「国民」の主体的な参加により成立する、参加民主

義的「国民共同体」であった。この議論は、基本的には「国民共同体」の担い手たる「我々」の精神を謳う一人称の世界である。

復古的改憲論における共同体は、「歴史」と「伝統」に根ざした「民族共同体」であった。成員は「民族共同体」としての「国家」への服従と奉仕を憲法によって義務づけられる。これは、日本の「歴史」と「伝統」によって正当化される物語であり、基本的には共同体の成員となるべき「汝ら」に向けて呼びかける二人称の世界である。

進歩的啓蒙論および復古的改憲論の意味づける「生存権」は、ともに一つの共同体としての「国家」における“権利＝義務”であった。これに対して、対立する二者の間で成り立つ“権利 対 義務”の問題として「生存権」を意味づけたのが、階級国家論であった。しかし、この「権利」もまた、階級的共同性のなかに囲い込まれていく。この議論は、「彼ら」（資本金階級）と「我々」（労働者階級）の関係性を軸として展開される三人称の世界である。

「生存権」をめぐるこれら三つの議論もまた、他者化なき「生存権」論、あるいは他者を排除する「生存権」論であった。

他者化なき「救貧」、「他者」なき「生存権」を語ろうとするこれらの議論が、認識と配慮の外へと追いやった人びと——「人格」としても、「労働力」としても、「社会」が把握し領有することができない人びと、あるいは「共同体の権利」の主体となり得ない人びと——を、認識と配慮の対象として取り戻していくことが、今もなお残された重要な課題であることを、本研究では主張した。

(2) さらに、本研究では、日本近代における「社会」と「国家」と「個人」の関係性を捉える枠組みを鍛え、そこから見えてくる関係性を、戦前から戦後にわたる歴史のなかでの変化と連続性に着目して分析していくという課題に取り組んだ。その作業のために、戦前・戦後の日本における「生存権」をめぐる言説と運動および制度を一貫した枠組みで考察するための前提として、福祉国家論の再検討を行った。

社会契約論は「国家」は「社会」の暴力から個人を守るために創設された機関であると説明する。そして、そのために強大な権力を付与された「国家」自身の暴力から個人を守るのが自由権としての人権である。

さらに、個人をして共同体の一員として「国家」に参加・貢献させるために付与されたのが参政権等の政治的権利である。

20世紀以降、「国家」の一員としての権利は、教育や労働や生活の保障への権利である社会権を含むようになる。「国家」の一員としての権利は、同時に「国家」に対する義務

を伴うが、総力戦体制の下、「国民」は「国家」の暴力に参加する主体であることを義務づけられた。

このように、個人は「国家」によって「社会」の暴力から守られる存在であり、また「国家」の暴力から人権によって守られる存在でもあり、さらには「国家」の暴力に参加する主体でもある。

「国家からの自由」としての自由権、「国家への自由」としての政治的権利に対して、社会権は「国家による自由」と呼ばれてきた。しかし、「福祉国家」によって実現される「自由」とは、いかなる「自由」であろうか。それが「国家からの自由」なのか、「国家への自由」なのかということについては、「国家による自由」という言葉はまだ何も語っていない。

戦前の日本において「生存権」の主体が「国家」の暴力へ参加する主体として意味づけられていたのに対して、戦後日本は、「平和的生存権」という言葉を憲法前文に掲げている。日本国憲法の「生存権」は、少なくとも文言上は「人」に固有の権利であり、私たちは「国民」としての「国家」への参加や貢献の如何に拘わらず「人」として「生存権」を保障されることができるとも考えられる。

しかし、(1)に記した分析を踏まえると、戦前の論理を乗り越える「生存権」の論理と思想を、日本の社会が獲得したとは未だ言えないのではないかと考えられる。

福祉国家のあり方を分析し、これからの福祉国家のあり方を構想する際には、「個人」と「国家」とのこうした関係性を踏まえて、「国家」の暴力に参加する義務を負うことなしに「国家」によって自由と生存の権利を保障されるということが、いかなることであり、それがいかにして可能となるのかを考察することが必須の課題となるだろう。

今日、「福祉国家」をめぐるさまざまな議論のなかで、「国家」と「個人」の関係性が問い直されている。生活保障の共同体の範囲を「国家」を超えて拡大していく構想（「国家」の枠組みを相対化するシティズンシップの理論）や、あるいは、生活保障の論理そのものを組み替えようとする試み（資格・身分や義務に基づかない無条件の生存保障としてのベーシック・インカムをめぐる議論）がある。こうした議論や実践を通じて、これまでの歴史においてそうであったように、「国家」や「国民」、そして「個人」という概念は、変容し続けていくだろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 1 件）

①富江直子、「救貧」をめぐる「社会」の生成、社会政策、査読有、2(1)、2010、80-92

〔学会発表〕（計 1 件）

①富江直子、戦前日本における「貧困」と「社会」、社会政策学会、2009 年 5 月 24 日、日本大学法学部

〔図書〕（計 2 件）

①駒村康平他、岩波書店、最低所得保障、2010、197-218

②塩原良和他、弘文堂、社会学入門、2010、236-248

6. 研究組織

(1) 研究代表者

富江 直子 (TOMIE NAKO)

茨城大学・人文学部・准教授

研究者番号：20451784